

| | |
|-------|--|
| 受理年月日 | |
|-------|--|

| | |
|------|--|
| 登録番号 | |
|------|--|

事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

| | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------|--------|---------------|
| 令和 年 月 日 | 照会者の住所、氏名 (輸入者符号) | | (電話番号) | |
| | 代理人の住所、氏名 | | (電話番号) | |
| 税関長殿 | | | | |
| <p>下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。</p> <p>なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。</p> <p>また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。</p> | | | | |
| 輸入貨物の品名 | | 輸入申告 予定官署 | | 輸入予定 時期 |
| 照会の趣旨 | | | | |
| 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由 | 別紙1のとおり | | | |
| 非公開期間の要否 (原則公開です。 下記注意事項5参照) | 要 ・ 否 | 非公開期間 | () 日 | (180日を超えない期間) |
| 非公開理由 | | | | |
| 添付資料 | 事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 () | | | |

(注意事項)

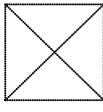
- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180日を超えない期間内で非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

別紙1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）

| | | | | |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| □ 輸入者 | { 氏名 } |  | □ 輸出者 | { 氏名、国名 } |
| □ 輸入の委託者 | { 氏名 } | | □ 輸出の委託者 | { 氏名、国名 } |

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

| 項 目 | 具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率 |
|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| ① 現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの] | |
| ② 加 算 要 素 [同条第1項第1号から5号のもの（①に含まれないものに限る）] | |
| ③ 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの] | |
| ④ 合 計 又 は 計 算 方 法 | |

(2) 関税定率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付してください。

別紙2

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

| 項 目 | 確認欄 |
|-----------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。 | はい ・ いいえ |
| (2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。 | はい ・ いいえ |
| (3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。 | はい ・ いいえ |
| (4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。 | はい ・ いいえ |
| (5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。 | はい ・ いいえ |
| (6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。 | はい ・ いいえ |

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないので留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

| | | |
|-----|---------|--|
| 照会者 | 氏名又は名称 | |
| | 住所又は所在地 | |

事前教示照会に係る形式要件審査表

| 照会書の提出 を受けた税関 | | 税関 部門 | 担当者 | 照会文書の提出があった当初の日 | |
|-----------------------|---|-------------------------------------|-----|-----------------|------|
| 照会者氏名 | | | | 確 認 | 補正状況 |
| 記 載 事 項 等 | 1 | 照会者の住所・氏名の記載がある | | 適・不適 | |
| | 2 | 照会の趣旨が明確である | | 適・不適 | |
| | 3 | 取引等の事実関係が明確に記述されている | | 適・不適 | |
| | 4 | 照会者の法令解釈に関する意見及びその理由が明確に記述されている | | 適・不適 | |
| | 5 | 照会書に關税法基本通達7-19の2(3)イの必要な事項が記載されている | | 適・不適 | |
| | 6 | 審査に必要と思われる資料の提出がされている | | 適・不適 | |

| 受理年月日 | | | | 確 認 | 備 考 |
|------------------------------------------------|-------|---------------------------------------|--|------|-----|
| 要 件 事 項 | 7 | 照会書別紙2（確認書）(1)～(6)に掲げる要件のすべてを満たす照会である | | 適・不適 | |
| | 8 | 關税法基本通達7-19の2(2)トの要件を満たす照会である | | 適・不適 | |
| 補 足 説 明 及 び 追 加 資 料 | 要求年月日 | 要求方法・内容 | | 連絡状況 | 担当 |
| | | | | | |

認定手続開始通知書(輸入者用)

令和 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

| | | | |
|--------------------------|----|---|-----|
| 1. 申告番号 | | | |
| 2. 申告年月日 | 令和 | 年 | 月 日 |
| 3. 疑義貨物 | 品 | 名 | 数 量 |
| | | | |
| 4. 権利者の氏名又は名称及び住所 | | | |
| 5. 知的財産の内容 | | | |
| 6. 認定手続を執る理由 | | | |
| 7. 輸入差止申立て | 有 | 無 | |
| 8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限 | 令和 | 年 | 月 日 |

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧くださいか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]:

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先]: (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(税関様式C第5810号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 (注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人(外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
 - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
 - ロ あなたが貨物入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
 あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
 商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
 - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
 - ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
 (注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面7.の輸入差止申立てが「有」となっている場合は、表面8.に記載されている期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。
5. 表面8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
7. 表面7.の輸入差止申立てが「有」で、かつ、表面5.の知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
8. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
9. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

| | | | |
|-------------------|-----|---|-----|
| 1. 申告番号 | | | |
| 2. 申告年月日 | 令和 | 年 | 月 日 |
| 3. 疑義貨物 | 品 名 | | 数 量 |
| | | | |
| 4. 申立人の氏名又は名称及び住所 | | | |
| 5. 知的財産の内容 | | | |
| 6. 認定手続を執る理由 | | | |

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]：

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

(税関様式C第5811号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (2) 育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。
8. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されたと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

税関様式C第9120号

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称関税法 第50条第1項
第61条の5第1項 の規定により、令和 年 月 日から下記の場所において外国貨物の蔵置等
保 税 作 業 に関する業務を開始したいので関係書類を添えて届け出ます。

記

| | |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| 法第50条第1項・法第61条の5第1項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名 | 承認年月日： 年 月 日 承認番号： 承認税関： |
| 場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積 | 名称： 所在地： 構造 棟数 延べ面積（平方メートル） |
| 営業用、自家用の別 | |
| 置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物 | |

- (注) 1. この届出書は2通提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消して下さい。

(規格A4)

税関様式C第9123号

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書
(兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住所又は居所

氏名又は名称

関税法 第50条第1項
第61条の5第1項 の規定により、令和 年 月 日から下記の場所において外国貨物の蔵置等
保 税 作 業 に関する業務を開始したいので関係書類を添えて届け出ます。

記

| | |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| 法第50条第1項・法第61条の5第1項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名 | 承認年月日： 年 月 日 承認番号： 承認税関： |
| 場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積 | 名称： 所在地： 構造 棟数 延べ面積（平方メートル） |
| 営業用、自家用の別 | |
| 置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物 | |

- (注) 1. この届出書は2通提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消して下さい。
3. 本届出書が受理された場合には、同場所に係る保税蔵置場又は保税工場につき、上に記載の業務を開始する日付で廃業の届出がなされたこととなります。

(規格A4)